

諮問第52号

答 申

第1 審査会の結論

山梨県知事（以下「実施機関」という。）が平成12年10月17日付けで異議申立人に対して行った不開示決定処分は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 行政文書の開示請求

異議申立人は、山梨県情報公開条例（平成11年山梨県条例第54号。以下「条例」という。）第5条に基づき、実施機関に対し平成12年10月3日付けで「国道140号線の盆橋の西100m付近の北側に道界杭を設置するための測量図面」の開示を求めて開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書は、不存在であるとして、不開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、不開示とした理由を付した上で、平成12年10月17日付け石土1第10-15号をもって本件処分の内容を異議申立人に通知した。

なお、不開示とした理由は以下のとおりである。

行政文書の不存在

本件開示請求に対応する行政文書は、国道140号道路改良のため、昭和54年に作成された設計書及び工事設計図書（測量図面）であり、山梨県文書管理規程（昭和43年山梨県訓令甲第8号。以下「文書管理規程」という。）の規定に基づき、保存年限は10年とされており、保存期間が経過したため、廃棄されたものである。

したがって、本件開示請求に対応する行政文書は不存在のため、不開示決定を行ったものである。

3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成12年11月15日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立ての趣旨及び理由

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している異議申立ての理由は次のとおりである。

行政文書の不存在について

本件開示請求に対応する行政文書が不存在のため、不開示決定されたが、以下の理由により、当該文書は存在するものと考えられるため、開示の決定を求める。

- ・ 国道140号線道路用地の維持管理上、長期間保存が必要であると考えられる。
- ・ 山梨県道路台帳図にも道界杭が記載されており、その道界杭の設置位置が明確に分かる図面が必ず有るはずと考えられる。
- ・ 平成12年9月8日付け道建1第8-2号により（国道140号の盆橋より西100m付近についての昭和54年以降の道路工事図面）が開示されており、その図面と同時期の図面でありしかも道路用地の道界を明確にした重要な図面であり現在も保存されているものと考えられる。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、不開示理由説明書で説明している内容は、おおむね次のとおりである。

行政文書の不存在について

本件開示請求に対応する行政文書は、国道140号の拡幅工事完成後、道路敷地と隣接地との境界を明らかにするために、道路杭を設置する業務の設計書と設置するために参考とする道路境界を表す図面である。

本件開示請求に対応する行政文書の管理・保存については、法令で定めがないことから、当時、実施機関においては、文書管理規程の規定に基づき事務処理を行っていた。

文書管理規程第9条の3第1項では、文書の保存期間は、法令に定めがあるものを除くほか、永久、5年、1年であること、同条第2項では、文書の分類ごとの文書の保存期間は別表第四に定める基準により、私学文書課長が課長及び所長と協議して定めること、同条第4項では、文書の保存期間は、当該文書が完結した日の属する会計年度の翌年度の4月1日から起算することとされている。（「当該文書の完結」とは、「決裁文書で一定の手続きに従って施行され、かつ、事案の処理が完結したもの及び供覧することによって処理される文書で供覧が完了したものをいう。」と解されている。）

これらの規定に基づき、本件開示請求に対応する行政文書について、作成当時は、永久保存に分類し、適切に管理・保存をしてきたところである。

しかしながら、平成9年に私学文書課から、「現在、永久保存扱いとなっている入札契約関係書類について、保存価値の再評価をしてもらいたい。」との要請があったため、文書の保存期間の見直し（ 1 ）を行うこととなり、文書管理規程第9条の3第2項の規定に基づき、平成10年3月3日付け土総第3 - 11号土木総務課長名「文書の保存期間の設定について（協議）」により一括協議したところ、平成10年3月31日付け私文第3 - 25号私学文書課長名「文書の保存期間の変更について（通知）」により、保存年限が10年となったものである。（適用は平成10年4月1日）（本件開示請求に対応する行政文書は、第1分類が「J」、第2分類が「51」、第3分類が「18 道路橋りょう工事設計及び契約」として保存年限10年とされた。）

したがって、文書が完結した日の属する会計年度（作成年度である昭和54年度）の翌年度の4月1日（昭和55年4月1日）から永久保存されていたが、保存期間の見直しが適用となり、保存期間が10年となった平成10年4月1日時点で既に保存期間10年が経過していた（平成元年度が保存期間10年目に当たる）ため、実施機関が廃棄したものである。

なお、廃棄の事実を証明する書面などは残っていないが、実施機関は、文書を保存している書庫を数度にわたり調査したにもかかわらず、本件開

示請求に対応する行政文書の存在を確認できない。(実施機関は、文書管理規程に基づく文書取扱いの通常の運用において、本件開示請求に対応する行政文書を保存年限経過後も引き続き保存している状況にあるとは言えない。(2) 本件開示請求に対応する行政文書の廃棄を明示的に証明する文書は存在しないものの、当該文書は、保存年限の経過をもって既に廃棄処理されたと判断できる。)

以上のとおり、本件開示請求に対応する行政文書は、文書管理規程の規定に従って、適切に管理していたものであるから、保存期間満了により不存在であることについて、違法又は不当な点はないものである。

(1) 文書の保存期間の見直し

入札契約関係書類をそれぞれ所管している所属の違いなどから、入札関係書類、財務関係書類、契約関係書類の3種類に分類し、契約関係書類については、かし担保の請求期間が最長10年であることから、10年保存とした。

(2) 実施機関は、文書管理規程に基づく文書取扱いの通常の運用において、本件開示請求に対応する行政文書を保存年限経過後も引き続き保存している状況にあるとは言えない。

国道140号道路改良に伴う構造物(道路)の図面については、マイクロフィルム化していない図面であり、かつ、未だ現有物が存在するため、30年保存されている。(平成12年4月1日に山梨県行政文書管理規程(平成12年山梨県訓令甲第10号)が施行され、文書管理規程が廃止されたため、保存期間は永年保存から30年保存に移行した。)

しかしながら、本件開示請求に対応する行政文書は、公共用地と民有地との境界を確認するために作成したものであり、その保存期間が現有物の存在の有無にとられるものではないため、10年保存としたものである。

第5 審査会の判断

審査会は、異議申立人提出の異議申立書、実施機関提出の行政文書不開示決定通知書、不開示理由説明書、保存期間の見直しに係る一連の通知の調査結果に基づいて以下のとおり判断した。

1 本件開示請求に対応する行政文書について

他の同種工事等から判断すると、本件開示請求に対応する行政文書は、道路改良工事完成後、道路境界杭を設置する業務の設計書並びに工事設計図書（測量図面）であると考えられる。

なお、本件開示請求に対応する行政文書の整理・保存については、法令等の定めがないことから、実施機関において、文書管理規程の規定に基づき事務処理をしていると認められる。

2 争点

実施機関の行った本件処分において不開示とされる情報が、不存在か否か、という点である。

3 不存在について

ア 道路改良工事において道路境界杭を設置するための工事は、以下の3つに分類できる。

本体工事である道路改良工事の一部として施工する。

工区ごとに道路改良工事が完成し、供用開始前に施工する。

道路改良工事の全体事業が終了する最終年度に施工する。

本件開示請求に対応する行政文書は、昭和54年に施工された国道140号線の道路拡幅工事に係るものであり、当該工事の全体事業が昭和55年に終了していることから、上記の分類からみて遅くも昭和55年度には完結文書となっているものと考えられる。

イ 文書の整理・保存については、文書管理規程に基づき行われているが、その当時の文書管理規程第9条の3第1項において、文書の保存期間は、法令に定めがあるものを除くほか、永久、5年、1年であること、同条第2項において、文書の分類ごとの文書の保存期間は、別表第四に定める基準により、私学文書課長が課長及び所長と協議して定めること、同条第4項において、文書の保存期間は、当該文書が完結した日の属する会計年度の翌年度の4月1日から起算することとされていた。

その後、平成10年3月31日付け私文第3-25号私学文書課長名「文書の保存期間の変更について（通知）」（以下「私学文書課長通知」という。）により、入札・契約関係書類の保存期間の見直しが行われ、平成10年4月1日から、適用されることになった。

これらの規定等によれば、本件開示請求に対応する行政文書の保存期間は、作成当時、永久保存とされていたが、平成10年4月1日から適

用となった保存期間の見直しにより、その期間が10年とされたものと認められる。

このことから、本件開示請求に対応する行政文書は、昭和55年度の完結文書としても、見直しが適用となる平成10年4月1日時点において、10年の保存年限が経過しており、廃棄の対象となった文書である。

なお、審査会として実施機関に対して本件開示請求に対応する行政文書について、再度文書を保存している書庫の調査を実施するよう通知したところ「不存在」であるとの結果が報告されている。

ウ 以上のことを踏まえ検討を行ったところ、本件開示請求に対応する行政文書は、次の理由により不存在であると認められる。

- (ア) 本件開示請求に対応する行政文書の廃棄を明示的に証明する文書は存在しないものの、当該文書は、保存年限を経過しているのであるから、保存年限の延長をする特段の必要性を認めなかった以上、文書管理規程に基づいて、保存年限の経過をもって既に廃棄処理されたと判断できること。
- (イ) 実施機関は、文書を保存している書庫を調査しているにもかかわらず、本件開示請求に対応する行政文書の存在は確認できていないこと。
- (ウ) 道路敷地と隣接地との境界の維持管理は、道路台帳図等で対応しており、本件開示請求に対応する行政文書は、国道140号線道路用地の維持管理上必要な文書ではないこと。
- (エ) 平成12年9月8日付け道建1第8-2号により開示された図面は、昭和54年度施工した道路改良工事に係る工事図面で、これは私学文書課長通知により通知された保存期間の基準（マイクロフィルム化していない図面及びマイクロフィルムは永久保存として下さい。ただし、現有物が存在する期間とします。）により保存されていたものであり、単に道路境界杭を設置するための本件開示請求に対応する行政文書とその性質、目的を異にしていること。
- (オ) 本件請求に対応する行政文書を実施機関が不開示にすべき特段の理由も認められないこと。

4 結 論

以上、審査会は、山梨県情報公開条例等の規定に従い調査審議し、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

5 審査の経過

審査会の調査審議の経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 議 事 項
平成13年 2月14日	諮問
13年 4月23日	実施機関から不開示理由説明書を受理
13年 6月 4日 (13年度第2回審査会)	審議
13年 7月 4日 (13年度第3回審査会)	審議

山梨県情報公開審査会委員名簿

氏名	役職名	備考
内田 清	弁護士	会長
中山 光勝	身延山大学教授	会長代理
石原 喜文	山梨学院大学教授	
牧野 治	国民健康保険団体連合会 専務理事	
渡邊 幸恵	公認会計士	